

令和6年1月22日 制定
令和6年4月1日 施行
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

B E L S 評価書・プレート・シールの電子データ取扱要領

この取扱要領は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が運営する BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）において、BELS 評価業務実施方法書 別記様式第 25 号に記載された申請者及びその代理人（以下「申請者等」という。）が協会に登録された建築物の省エネルギー性能の評価を実施する機関（以下「BELS 評価機関」という。）より配布された評価書・プレート・シールの電子データ（以下「表示データ」という。）の取扱いについて、遵守すべき事項を定めたものです。

1. 用語の定義

①評価書の表示データ

BELS 評価機関が申請者等へ提供する「BELS 評価業務方法書」別記様式第 9 から別記様式第 12 の評価書のデータをいう。

②プレートの表示データ

BELS 評価機関が申請者等へ提供する「BELS 評価業務方法書」別記様式第 13 から別記様式第 16 のプレートのデータをいう。

③シールの表示データ

BELS 評価機関が申請者等へ提供する「BELS 評価業務方法書」別記様式第 17 から別記様式第 24 のシールのデータをいう。

④省エネ性能ラベル

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が遵守すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第 970 号）に定める様式第 1 から様式第 8 の省エネ性能ラベルをいう。

⑤広告等

新聞若しくは雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物（電磁的記録媒体を含む。）又はウェブサイトをいい、書面にあっては表示様式を表示できる一定以上の大きさのものに限る。

2. 遵守事項

①評価を受けた建築物の広告等で表示データを使用する場合は、省エネ性能ラベルと合わせて使用すること。

②協会が許可した場合を除き、表示データの一部を取り出して使用しないこと。ただし、別に定める「BELS ロゴマークの使用取扱規程」に定める BELS のロゴマークを取り出して使用する場合は除く。

③表示データの内容について、色や縦横比の変更や修正・加工を行わないこと。ただし、白黒にすることは「可」とする。

- ④書面で表示する場合、評価書は A5 未満、プレートは A6 未満、省略版横長タイプシール（別記様式第 17 から別記様式第 20）は短辺が 35mm 未満、省略版四角タイプシール（別記様式第 21 から別記様式第 24）は短辺が 30mm 未満となる大きさで使用しないこと。
- ⑤ウェブサイトで表示する場合、縮小は判読可能な範囲までとすること。
- ⑥表示データを使用する際は、不適切な使用をしないこと。

3. 表示データの使用中止

協会は、申請者等が表示データの不適切な使用をしたことを認めた場合には、表示データの使用の中止を求めることができる。

4. 協会の責任

協会は、表示データの使用に係る損害賠償、損失補填及びその他の法律上の責任は一切負わない。

附 則

- 1 本取扱要領は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日までは、BELS 表示マークデータ取扱要領によるものとする。